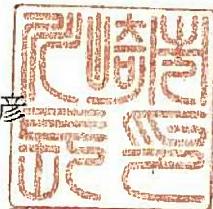


2川健精保第416号  
令和3年3月12日

特定非営利活動法人  
川崎市精神保健福祉家族会連合会 あやめ会  
理事長 山本 泰彦 様

川崎市長 福田 紀彦



令和3年度に向けた要望書について（回答）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。  
また、日頃より本市の精神保健福祉に対する御協力を賜り、感謝いたします。  
さて、令和2年8月3日付けていただきました標記要望書につきまして、  
別紙のとおり回答いたします。

（健康福祉局障害保健福祉部精神保健課 鈴木担当）  
電話 200-3608

## I. 重点要望事項

### 1.コロナ禍に備える喫緊の要望事項

#### (1) コロナ禍に備えた精神医療体制等の拡充整備

① 神奈川モデル・ハイブリッド版における精神医療体制の拡充

② 当事者及びその家族への P C R 検査の優先適用

#### (2) 当事者や家族が新型コロナウイルスに感染した場合の支援の強化

① 家族が感染した場合の精神疾患患者への対応

② 当事者が感染した場合の精神科専門スタッフの派遣等の支援

#### (3) 精神福祉関係施設への救済措置や精神障害がいの解雇・雇止めの実態把握

① 地域活動支援センター等におけるコロナ禍による活動量の減少による補助金減額や施設区分の格下げを行わないこと

② 就労する精神障がい者のコロナ禍による解雇・雇止めの実態把握及び対応指導

③ 地域活動支援センターのオンライン活動の実態把握と推進への支援在宅の

#### 【回答】

(1)神奈川県は令和2年5月に一般の医療機関では対応が難しい、精神疾患の症状が重く、かつ新型コロナウイルス感染症に感染した方に適切な医療を提供するため、神奈川県立精神医療センターと県が設置する臨時医療施設を神奈川モデルにおける精神科コロナ重点医療機関として認定しました。また現在までの間に、精神科コロナ重点医療機関をさらに増やすため、県内の精神科医療機関と協議をしているところです。今後も川崎市として、引き続き、地域の精神障害者が安心して生活ができるよう、精神科コロナ重点医療機関等の認定医療機関及び機能の拡充について、神奈川県と協力をしてまいります。

また、P C R 検査についてですが、国の示す「検査対象者」の目安に基づき、医師が検査を必要と判断する方、患者の濃厚接触者等を検査対象とし、適切に検査につながるよう調整してきたところでございます。検査要件につきましては、個々の事例ごとに判断し、積極的に感染拡大防止のための検査対応を行ってまいります。今後も検査に関わる国の方針や専門家の意見などを注視しながら、必要な方に対して適切に対応してまいります。

(2)新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、濃厚接触者も含め患者の状況に応じた療養のしかた等について各区の衛生課が御相談に応じてまいります。また生活に関する不安については、各区地域みまもり支援センター、障害者相談支援センター、地域活動支援センター等と連携し相談をお受けしてまいります。

(3)地域活動支援センターの補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症や災害などでは状況を調査したうえで、必要に応じて柔軟な対応を検討していく予定です。また、就労している障害者の方の離職等の状況につきましては、国やハローワーク等の労働機関との情報収集に努めてまいります。

地域活動支援センターのオンライン活動につきましては、対面での支援の一部を補完できるものと認識しておりますが、福祉サービスの特性上、利用者の状況を十分に把握できる対面でのサービス提供が基本と考えており、可能な限り市民サービスの提供を維持し、必要な業務を継続する方針としておりますので、感染予防に十分に留意していただいた上で、サービスの提供を継続してくださいますようお願いいたします。

## 2. 精神的不調を抱える人を医療に繋げるための在宅相談・支援の充実

### 【回答】

精神障害者を対象とした家庭訪問や家族への支援等につきましては、これまで障害者相談支援センターや区役所地域みまもり支援センター職員を中心に、精神保健福祉センターの分室機能を担う百合丘障害者センター、井田障害者センター及び障害者更生相談所南部地域支援室が、チーム体制で支援協力をを行いながら、危機介入や医療につなげるなどの業務を行っております。

また、入院後の支援につきましては、精神科病院との連携により、退院後も地域でひきこもりがちならないよう、地域移行・地域定着支援も含め、精神障害者への相談支援体制の強化に向けて、取組を進めているところです。

あわせて、相談を継続していく中での引き継ぎ等、支援の切れ目がないよう今後も取り組んでまいります。

## 3. 訪問型福祉サービス及び家族丸ごと支援体制の充実

### 【回答】

訪問型の支援体制の充実については、従前より実施している精神保健福祉関の研修の他に、訪問看護師等の研修の協力をを行うなど、家族支援の視点も含めた支援者育成を進めてまいります。

今後も、さらに訪問支援が充実するよう、引き続き、訪問型支援機関、相談支援事業所や地域活動支援センター等の事業とも連携し、対応してまいりたいと存じます。

## 4. 精神医療及び福祉サービスのワンストップ化の推進

### 【回答】

御家族の高齢化に伴う支援につきましては、当事者自身が地域で生活できるように、区役所地域みまもり支援センターや障害者相談支援センターの窓口が、ワンストップで御本人に寄り添い、日中活動支援や生活訓練などを通じた支援、通院先の医療機関等の支援機関の連携協力のもと、グループホームや単身で安心した生活が過ごせるように支援してまいります。

## 5. 当事者や家族が安心安全に滞在できるショートステイ施設の拡充

### 【回答】

精神障害のある方が緊急時に利用できるショートステイにつきましては、障害者支援施設「桜の風」にベッド1床を確保しております、原則、利用予定日の3日前から当日にかけて緊急の事情で介護する方が不在となる場合に利用することが可能でございます。

本市におきましては、家族が利用できる滞在施設はございませんが、支援が必要な方への取組について、引き続き検討してまいりたいと存じます。

## II. その他の要望事項

### 1. 精神医療に関する要望

#### (1) 精神障がい者を医療に繋げるための多様な精神医療の推進

ア. 医療スタッフによるオープン・ダイヤローグの導入

イ. ②精神医療へのオンライン診断の導入促進

エ. ③精神医療におけるセカンドオピニオンの健康保健適用

### 【回答】

多様な精神疾患に即した効果的な治療やリハビリテーションの方法など重要性は認識しているところですが、主治医による治療方針や治療計画、また個々の医療機関の状況や法人の方針もございますので、適宜、多様な精神医療の推進に向け働きかけを行ってまいります。

また、自立支援医療の対象となる医療は、国が定めた「自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱」の第4の4にあるとおり、「医療に重複がなく、やむを得ない事情がある場合」には、主治医による診断書や指示書を提出していただくことにより、その必要性を判定会に諮り、申請者一人ひとりの状況を踏まえて、2か所目以降の医療機関登録について個別に判断しております。

#### (2) 精神疾患と身体疾患を併発した場合の医療体制の充実

### 【回答】

地域で生活している精神障害の方の、精神科疾患以外の対応につきましては、精神科を有する総合病院において、一般科と精神科の連携により治療にあたっているところでございますが、受け入れ態勢のより一層の充実に向けて、引き続き関係団体及び医療機関等への働きかけを行ってまいります。

また、身体科救急の緊急性・重症度の比較的低い方が身体科受診困難な傾向があることから、医師会と協力して身体科のかかりつけ医に対して精神心疾患の対応力の向上を図るための研修等を引き続き行ってまいります。

### (3) 精神科救急医療体制の充実

#### 【回答】

精神科救急医療体制については、4県市協調にて整備を進めているところでございます。しかしながら、身近な地域で迅速かつ適切な精神科救急医療が受けられる体制は必要と認識しておりますので、引き続き精神科救急医療体制の充実に努めてまいります。

また、現行体制の広報・周知につきましても、4県市で関係団体協力のもと精神科救急窓口を設置し休日・夜間における情報提供を実施し、平日日中は各区地域みまもり支援センターが相談に応じており、24時間の情報提供体制を引き続き実施しております。

### (4) 精神障がい者に対する定期健康診断受診の徹底指導

#### 【回答】

精神科医療の受診者に対する定期健診や健康状態の管理については、かかりつけ医療機関や、各区地域みまもり支援センター、就労又は利用している企業や施設等の様々な場面や方法で、健康状態の管理や健診の機会が提供されておりますので、個々の生活状況に応じて、各相談機関と協力し利用を勧めてまいります。

### (5) 自立支援医療（精神通院医療）の適用条件緩和

- ①対象検査項目の適用緩和
- ②通院医療、在宅医療・看護等による認定機関の拡大

#### 【回答】

①自立支援医療の対象となる医療は、国が定めた「自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱」の第5の1にあるとおり、「医療費の算定方法は、健康保険の診療方針及び療養に要する費用の額の算定方法の例による」とされておりますが、検査項目の保険適用の是非については、国内外における専門的な知見や客観的な研究データ等に基づき、国が判断すべきことと考えられますので、今後の国の動向等をみていく必要があると考えております。

②前述の要綱第4の4にあるとおり、「医療に重複がなく、やむを得ない事情がある場合」には、主治医による診断書や指示書を提出していただくことにより、その必要性を判定会に諮り、申請者一人ひとりの状況を踏まえて、2か所目以降の医療機関登録について個別に判断しております。

なお、訪問看護については、外来通院とは医療の種類が異なりますので、精神科訪問看護指示書の写し等を提出していただくことで、登録させていただいております。

## 2. 精神保健・福祉に関する要望

### (1) 精神障がい者の就労意欲の喚起、就労支援、職場定着支援

【回答】

障害者の就労支援の推進に向けては、障害のある個々人の特性の把握と特性に合わせた企業とのマッチングを的確に行なうことが、その後の職場定着に最も重要な点と考えております。本市では、障害特性の把握や就労意欲の喚起の場として、スポーツや文化的イベントにおける就労体験、市庁舎等を活用した就労体験ステップアップ事業、一般企業で行なう職場実習事業を実施するなど、障害のある方の状況に応じた就労機会の増加に取り組んでいるほか、障害のある方と企業を結び付けるマッチング力の強化を目指して、就労援助センターを中心とした就労支援を実施しております。また、多様な雇用形態の開発につきましては、企業応援センターにおいて、週20時間未満の「短時間雇用」の実現に向けて、企業開拓を進めているところでございます。今後につきましても、関係機関と連携しながら更なる就労機会の増加、職域拡大及び職場定着の推進に向けて努めてまいります。

### (2) ピアサポートの養成、活動領域の拡大及び社会参加の推進

- ① ピアサポート活動の拡充
- ② ピアサポートの体調管理
- ③ 市としての係わりの強化

【回答】

ピアサポートの養成と活動領域の拡大等につきましては、精神障害者ピアサポート養成・支援事業において、研修によるピアサポートの養成を行い、身近な仲間の相談や長期入院者の地域移行等において活動をしているとともに、フォローアップ講座等によって、ピアサポートの支援を行っております。

また、平成28年度より、地域自立支援協議会地域移行・地域定着支援部会において、ピアサポートとして会議に参加し、発言していただいております。また、他の会議体においても、当事者からの意見を発信していただいているところです。

ピアサポートの活動の推進については、支援団体等関係者と検討をしているところです。

### (3) 精神保健福祉の啓蒙・啓発活動及びこころの健康教育の推進

ア.市民向け講演会・講座等による、精神疾患や精神障害に関する正しい知識の普及と理解のさらなる推進

イ.小・中学校への出前教室等による学校教育での取り組み推進

ウ.各分野の指導者・リーダーへの啓発・啓蒙活動の更なる推進

エ.民間機関・企業等に対する「障害者への合理的配慮」に関する啓発活動の促進

オ.公的建物・公共交通機関等の「合理的配慮」啓発ポスターの掲示

カ.メンタルヘルス対策（自殺予防）の推進

#### 【回答】

精神疾患や精神障にに関する正しい理解のための普及・啓発は、行政だけでなく各方面で行われてきておりますが、「ノーマライゼーション」の概念も踏まえ、一人でも多くの市民が障害に対する理解を深め、地域の中で理解と支援が進むよう、障害者が安心して自立した地域生活が送れる環境づくりに向けて、普及啓発活動に取り組んでまいります。また、学校への出前講座等による啓発活動についても、引き続き推進してまいります。

次に、障害のある方への理解を深めることや、合理的配慮を求められた際の対応方法等を施設管理者等に周知啓発することなどを目的に、障害のある方へ対応する際の合理的配慮の具体例等を記載した「障害のある方へのサポートブック」を市民の方が利用される公共施設へ配布しており、市HPにも掲載しております。

今後につきましては、民間事業者に対する合理的配慮の理解促進及び普及啓発に向けた取組を強化し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する取組を行ってまいりたいと考えております。

また、区役所におけるリーフレットの配布や河川情報表示板の活用等を通し、合理的配慮の普及・啓発に取り組むとともに、様々な機会を捉えて周知に努め、障害者差別解消法の趣旨である、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する取組を推進してまいります。

今後につきましても、市民や企業等を対象とした精神保健福祉に関する正しい知識や理解の促進やメンタルヘルス対策について、様々な機会を通じて実施してまいります。

### (4)住居確保に向けた多様な支援の充実

#### ①グループホーム等の増設

#### 【回答】

グループホームの整備目標につきましては、障害者総合支援法において障害の種別にかかわらず障害のある方が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化しておりますので、全体の目標数を示しております。

次年度に向けて策定している「第5次かわさきノーマライゼーションプラン(案)」

においては、過去の実績と今後の地域移行の推進を踏まえ、令和3年度から令和5年度まで毎年100名、3年間で合計300名のグループホームの定員増を図ることとしております。

本市におきましては、障害のある方の地域での自立した住まいの場のひとつとして、グループホームの設置を積極的に推進していくこととしておりますので、今後におきましても新築・改修に係る補助や運営費の補助等、グループホームに対する支援を継続するとともに、整備を促進するための手法等について検討してまいります。

## ②公営住宅・民間住宅を利用する場合の支援の充実

地域自立支援協議会に地域移行・地域定着支援部会を設置し、長期入院中の精神障害者の退院を促進するために、居住支援協議会等の関係機関と連携し、居住資源の充実に向けた取組について検討を始めております。

川崎市居住支援協議会では、行政や不動産団体等が連携し、障害者や高齢者など住宅の確保に配慮を要する方々への民間賃貸住宅への円滑な入居促進等を図るための取組を検討しており、住宅供給公社に設置した『すまいの相談窓口』にて、住まい探しに関する相談対応を行っているほか、昨年度、不動産事業者や大家に向けた「住宅確保要配慮者居住支援ガイドブック 精神障害者の居住に関する事例集」を作成し、その中で精神障害の概要、具体的な支援の事例等について記載し精神障害に関する周知啓発を図っているところです。

引き続き、これらの取組において構築した関係団体との協力体制を活用し、地域の不動産事業者等の住居確保に対する理解を推進してまいります。

## (5) 当事者に関する経済等の負担軽減策の推進

### ①市独自の医療費軽減策の推進

ア. 精神障がい者に関する入院医療費の重度障害者医療費助成の対象化

イ. 精神障害者保健福祉手帳2級所持者へ重度障害者医療費助成の適用拡大

#### 【回答】

重度障害者医療費助成制度につきましては、昭和48年度から、県による全額補助制度により開始されましたが、その後県が補助制度を見直し、政令市に対する補助率を「3分の1」としたほか、65歳以上の新規手帳取得者を対象外とともに一部負担金を導入し、さらに所得制限を設けているところでございます。

本市といたしましては、対象者への影響を配慮し、これらの導入を見送っていますが、助成額が毎年増加している課題があるため、制度を維持する観点から助成のあり方について検討する必要がございます。

平成25年10月の制度改正は、精神障害者の社会的入院を防ぎ、地域移行を推進することを目的に精神障害者保健福祉手帳1級所持者の入院医療費を除く医療費を助成対象に加えたところです。なお、精神疾患による入院については、精神障害者入院医療費交付事業により給付を行っているところでございます。

また、身体障害者手帳1級・2級及び療育手帳の重度と最重度の方々が、国民年金法などの「障害年金1級」や所得税法の「特別障害者」の区分に相当することから、精神障害者においても同様の区分にあたる手帳1級の方を対象とした県の考え方には準拠し、精神障害者保健福祉手帳2級所持者の方は助成対象とはしておりません。

今後につきましては、国・県の動向や他都市の状況を注視しながら、制度の安定性、継続性の確保に努めてまいります。

## ②国等への働きかけを要望する施策

ア. 自立支援医療費自己負担額への公的助成の拡大

イ. 自立支援医療（精神通院医療）に関する更新手続きの廃止あるいは更新期間延長

ウ. 診断書を要する諸手続きにおける診断書作成費の無料化あるいは助成

エ. 精神障害者に対するJR、私鉄及び有料道路等の料金割引

オ. 無年金障害者を救済するために、国民年金加入時期・継続期間等の申請要件の緩和及び特別障害給付金の支給範囲の拡大

カ. 障害基礎年金額の改善

キ. 諸手続きの簡易化並びにオンライン化の推進

### 【回答】

自立支援医療費の自己負担額については、低所得者の負担が過大とならないよう、所得に応じた上限月額を設定しております。また、一定所得以上の世帯に属する高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」）は、経過的特例措置の延長により、自立支援医療の対象とされていますが、継続的に相当額の負担が生じることから、特例措置ではなく恒久的な負担軽減策を講ずるよう、大都市精神保健福祉主管課長会議を通じて国に対して要望しているところでございます。

また、自立支援医療（精神通院医療）の更新期間の延長につきましては、精神障害者保健福祉手帳との整合性を図り有効期間を2年間とするよう、また診断書料につきましては、他の自立支援医療制度との制度格差是正を目指し、大都市精神保健福祉主管課長会議を通じて国に対して要望しているところでございます。

次に、精神障害者に対するJR等の運賃割引制度につきましては、本市といたしましても、大都市精神保健福祉主管課長会議や大都市衛生主管局長会議を通し、国やJR等に対して要望を行なっているところでございまして、引き続き動向を見守ってまいりたいと存じます。

また、障害年金の申請要件につきましては、当時国民年金の任意加入対象であった学生等を対象として、国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方への福祉的措置として、平成17年から特別障害給付金制度が創設される等の救済策が講じられているところですが、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」附則並びに附帯決議に基づき、制度的無年金者に対する救済を早急に検討するよう、他の政令市とともに国に要望しているところ

でございます。

年金額につきましては、公的年金の維持を目的とした現役世代の負担緩和のため、支給額の調整が行われているところですが、障害基礎年金を含む基礎年金の支給額の改善につきましても、同様に国に要望を行っているところでございます。

諸手続きの簡易化等につきましては、現在、全般的に行政手続等についてオンライン化に向けた調査が行われ、障害福祉サービスも含め、今後の方向性を検討しているところでございます。対面での申請を原則としている各種手続につきましても、現状の申請方法からの変更による課題や、オンライン化の手法等も含め、引き続き、検討してまいります。

#### (6) 福祉施設における精神障害専門職配置の充実

##### 【回答】

各区役所をはじめ障害者相談支援センター等の福祉施設における専門職の確保につきましては、平成29年度に実施した障害者相談支援センターの検証結果や、令和3年度の総合リハビリテーションセンター及び南部リハビリテーションセンターの開設等の動向を踏まえて、相談支援体制の充実に努めてまいりたいと存じます。

併せて、精神障害のある方の増加や多様化するニーズに対応するため、より専門的かつ丁寧な地域支援の強化が必要であると認識していることから、平成31年度より、各区役所高齢・障害課内に精神保健係を設置し、強化したところです。

#### (7) 精神障がい者の地域移行・地域定着支援の促進

##### 【回答】

精神科病院に入院している方の地域移行・地域定着支援につきましては、現在、地域自立支援協議会地域移行・定着支援部会において、精神科病院ソーシャルワーカーや相談支援事業所、ピアスタッフ、その他関係機関との連携強化を図りながら、地域移行・地域定着に必要な支援について、引き続き事業の推進を図ってまいります。

また、地域自立支援協議会地域移行・定着支援部会での成果等につきましては、自立支援協議会や精神保健福祉審議会の中で報告させていただきます。

#### (8) 精神障がい者世帯の「8050」問題への対応促進

##### 【回答】

御家族の高齢化についての支援につきましては、地域包括ケアシステム推進ビジョンのもと、高齢者支援施策と連携して対応してまいります。

また、当事者自身が安心して地域で生活できるように、区役所地域みまもり支援センターや障害者相談支援センター等が、御本人に寄り添い通院先の医療機関をはじめ支援機関の連携協力のもと支援してまいります。

## (9) 福祉活動のオンライン化の普及促進

### 【回答】

相談活動のオンライン化につきましては、事業所の活動状況において、オンラインでの面会やミーティングなど実施していると伺っておりますので、状況把握に努めてまいります。

## 3. あやめ会および家族会の活動等に関する要望

### (1) 家族会活動への支援の継続・拡充

#### 【回答】

家族会活動につきましては、これまで各区の単会や区精神障害者担当との御相談により、例会での情報提供、運営の支援など、区の状況に応じた協力をを行っているところでございます。

今後も、家族会が企画、開催をする、公開講座や交流研修会等につきましては、企画内容に関する助言、本市職員の講師派遣等、御協力できる範囲で御相談に応じてまいります。

また、発病して間もない御家族を対象とする家族教室は毎年各区で実施しており、家族会活動の御紹介の機会でもある大変重要な事業と考えておりますので、今後も継続する等、様々な機会を捉えて家族会の紹介に努めてまいります。

### (2) あやめ会活動への支援

① あやめ会への地域精神保健福祉対策促進事業の委託の継続

② あやめ会運営の福祉施設への補助金等の継続と増額

#### 【回答】

地域精神保健福祉対策促進事業につきましては、電話及び面接による心の健康相談事業や精神疾患によるひきこもり対策としての訪問活動事業等活動は、その意義や成果について認識しております。

また、地域活動支援センター運営事業におきましては、平成27年度に運営事業補助金交付要綱の見直しを行い、家賃等賃借料補助金について各施設類型の基準額の差を少なくし、地域活動支援センターが安定的な運営を行えるよう整備してきました。さらに、運営費等補助金の他に、就労支援を積極的に取り組んだ実績や、支援体制の充実に取り組んでいることを評価し、各加算制度を設けております。

今後につきましても、地域活動支援センターの補助金のあり方については、各運営法人及び各障害者団体からの御意見を伺いながら、事業を実施してまいりたいと考えております。